

# 進路の手引き

— 豊中市版 —

令和6年度版

大阪府立東淀川支援学校

進路指導部

## はじめに

本冊子は豊中支援学校が作成している「進路のてびき」から内容を抜粋して作成しております。本校から年度当初に配付した「進路のてびき」と併せてご確認いただき、進路決定に向けての参考としてください。

## I. 卒業後の自立に向けて

### ★ グループホーム（共同生活援助）について

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなることもあります。居住の市町の障害福祉課や相談支援事業所への相談が必要です※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

### ★ 障害者就業・生活支援センターについて

現在、各市に住んでいて企業に就職を希望する人や在職している人に対して就労相談、職能評価、職業訓練、生活支援、職場定着等のサービスを提供しながら、就労の場の確保と安定した職業生活を支援しています。原則、高等部を卒業してしばらくしてから就労をめざす場合や失職した場合に利用できる施設ですが、就労を目指している生徒については、在学中から連携を取るようになっています。

名称	対象地域	所在地	TEL FAX
とよなか障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 0-ｽﾞｺﾐｬﾆﾃｨ・緑地 1 階	06-4866-7100 06-4866-7755

### ★ 成年後見人制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下「本人」といいます。）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がほとんどなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

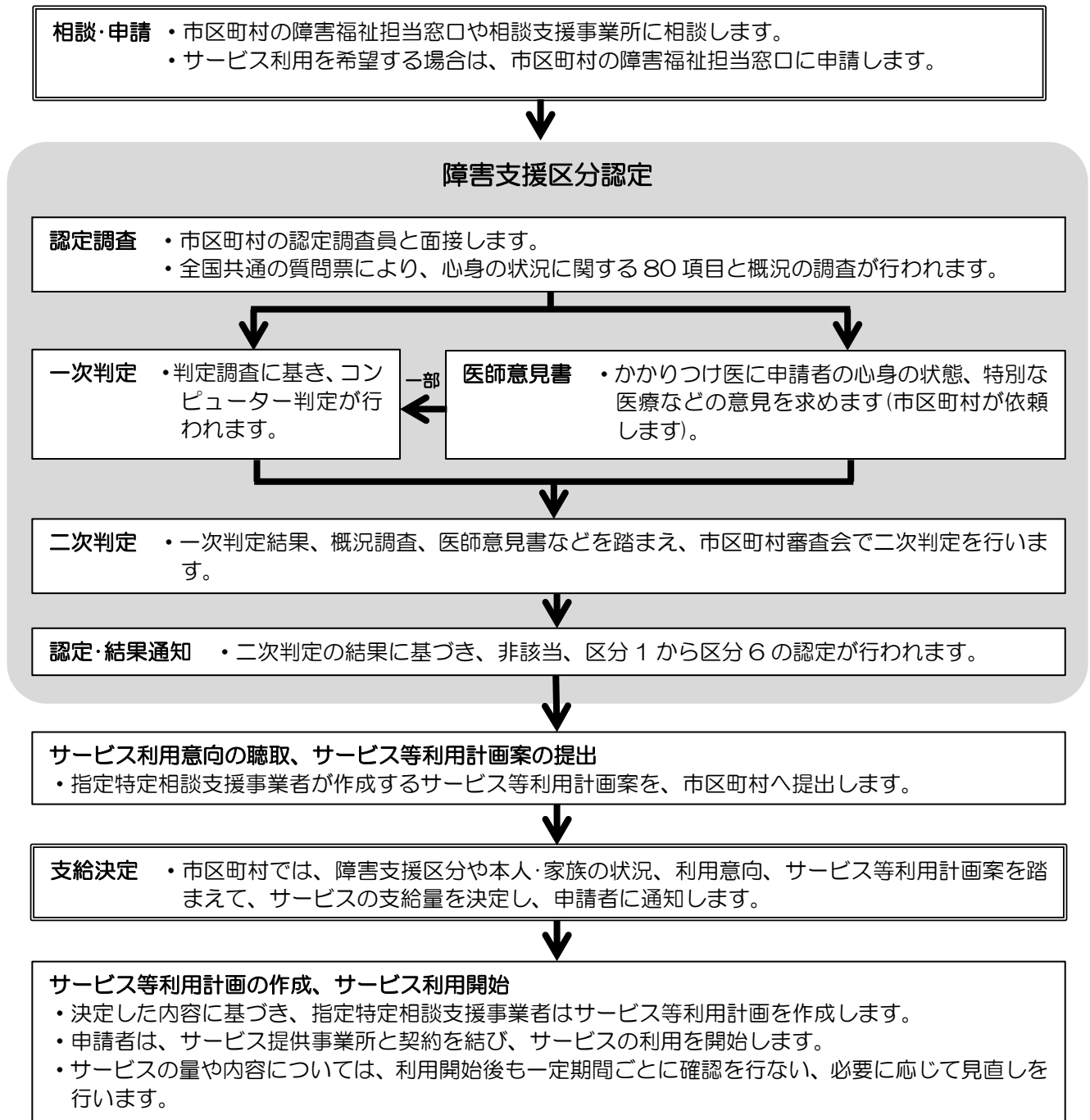
このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（「成年後見人」等）を選び（この裁判を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

## II. 障害支援区分の認定

障害支援区分とは「障がい者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」であり、非該当から区分1～6の7つに区分されます。障害支援区分が軽く判定されると、介護給付が受けられなくなることもあります。支給決定にあたっては、障害支援区分だけでなく、利用者の意向や介護の状況、社会活動の状況などを総合的に考慮することとされています。また、「個別支援計画」の策定を受けなければなりません。

- \* 18歳以上は、介護給付・訓練給付を利用するためには、障害支援区分の認定が必要です。  
18歳の誕生日までの手続きをお勧めします。

### 【支給決定・サービス利用の流れ】



- ※ 訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)のみの場合は、障害支援区分は必要ありませんが、将来の自立を見据えたサービス利用(ショートステイやホームヘルプ等)のためにも手続きをおすすめします。
- ※ 一部の訓練等給付は、支給決定の前に暫定支給決定期間を設ける必要があります。

### Ⅲ. 障害福祉サービスの利用・相談

#### ①福祉に関する相談

ア) 各地域の障がい福祉担当課

いろいろな相談、手続きを行う福祉に関する総合的な窓口です。

名称 担当課	住所	電話番号
豊中市 健康福祉部 障害福祉課 相談支援係	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2224

イ) 基幹相談支援センターと相談支援事業所

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行っています。(設置していない市町村もあります。\*豊中市は2022年度から設置していません。)

相談支援事業所は、基幹相談支援センターと連携しながら、障がいのある方やご家族等からの相談に応じ、支援や障がい福祉サービスの情報の提供等を行っています。

詳しくは、ア) 各地域の福祉担当課にお問い合わせください。

ウ) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。また、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて、相談支援、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業を併せて実施しています。

詳しくは、ア) 各地域の福祉担当課にお問い合わせください。

エ) 社会福祉協議会

各地域にあり、生活福祉資金の貸付やボランティアに関することを扱っています。所在地・連絡先などは、ア) 各地域の福祉担当課にお問い合わせください。

オ) その他の相談機関

(豊中・池田・箕面・豊能・能勢) 箕面子ども家庭センター	18才未満の知的障がい、身体障がいのある方を対象として医師、心理判定員、ケースワーカーなどが専門的立場から相談、指導を行っています。18才未満の療育手帳の障害程度判定もここでを行っています	箕面市船場西3-8-22 箕面市役所第二別館3階 072-739-6170
(大阪府) 大阪府障がい者自立相談支援センター	18歳以上の知的障がいのある方について、子ども家庭センターと同じ役割を果たします。各地域の福祉担当課を通じての進路相談もここでを行っています。	大阪市住吉区大領3-2-36 06-6692-5263

◎自立相談支援センターなどを初めて利用する場合は、各地域の福祉担当課に相談して下さい。

## ②就労に関する相談

### ア) 公共職業安定所 (ハローワーク)

職業相談、就職斡旋、就職後の職場適応指導などを行っています。職業訓練機関の選考応募手続きの窓口でもあります。

池田ハローワーク	池田市栄本町12-9 072-751-2595	管轄：豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町
----------	----------------------------	------------------------

### イ) 大阪障害者職業センター

障がい者の就労のために、専門的な立場から各種の相談や援助事業（職域開発援助事業、ワークトレーニング社など）を行っています。重度判定、職業評価もここで行っています。窓口は市町村の役所になります。

大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル	06-6261-7005	地下鉄 堺筋線 堺筋本町駅
------------------------------	--------------	---------------

### ウ) 豊中しごと・くらしセンター

若者からシニアまでそれぞれのライフスタイルに合わせた「はたらきかた」や「しごと」の相談ができます。

豊中市庄内幸町4丁目29-1	06-6398-7463	月～金曜日 9時～17時15分 阪急「庄内駅」より800m
----------------	--------------	----------------------------------

### エ) 障害者就業・生活支援センター (p6参照)

### オ) 大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

発達障がいと診断された、もしくは疑いのある方やご家族、関係機関の方から、利用できる就労支援制度やサービス等の相談ができます。

大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A	06-6966-1313	月～金曜日 9時30分～17時30分 地下鉄 谷町線/中央線 「谷町4丁目駅」 ③出口より50m
---------------------------------	--------------	--

## IV. 高等部卒業後

### 障害基礎年金

卒業して20才になると障害基礎年金の申請ができます。**窓口は、各地域の国民年金担当課**です。

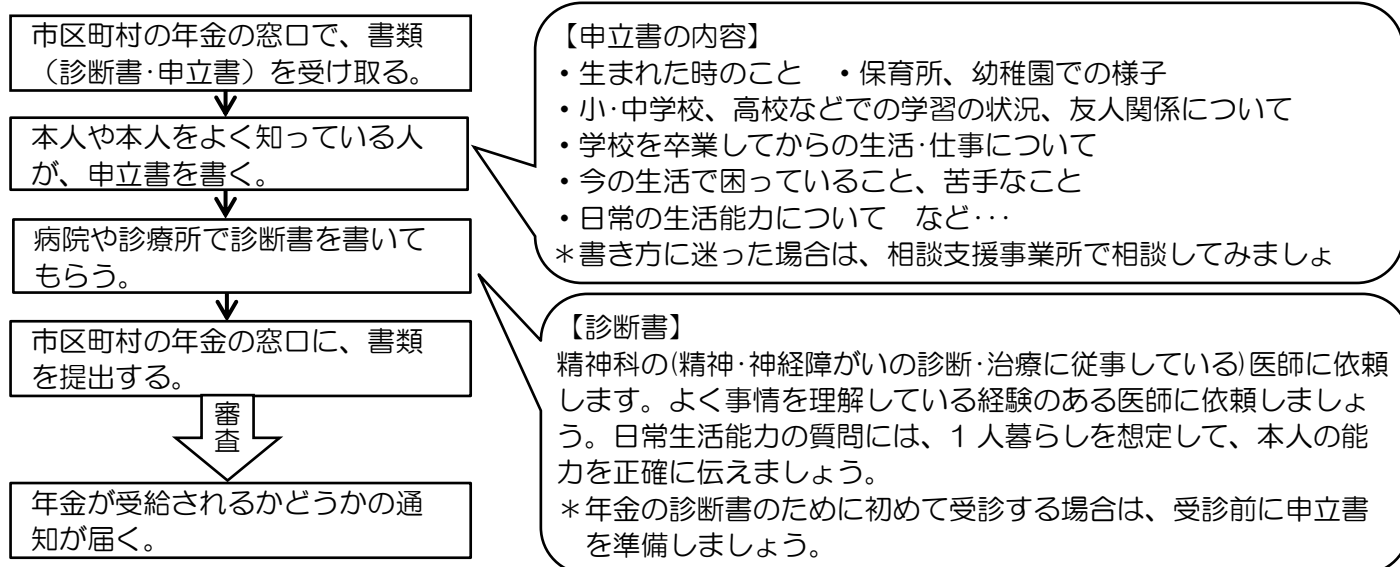
20才の誕生日から3ヶ月以内に申請すると、誕生日にさかのぼって支給されます。

国民年金の通知が着いたら、遅れず申請しましょう。

就労していても申請できますが、本人の収入や障がいの程度が基準に合わないと、認められない場合もあります。

療育手帳の程度では決まりません。保護者の収入とも無関係です。認められたら、年金の掛け金は免除されま  
す。申請が通らなかった場合でも、障がいの程度が変わったり、状況が変わったりした場合は、再度申請する  
ことができます。

#### <申し込みの手続き>



#### 【参考資料など】

- 大阪府『令和4年度版 福祉のてびき』  
(大阪府ホームページでも閲覧可能)  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>
- 「厚生労働省ホームページ」 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 「WAM NET」 <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 「日本年金機構ホームページ」 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

その他、各事業所からのご協力で作成しています。